

社会福祉法人 ハナ集いの家 役員報酬基準

○評議員

定款 第8条により評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

○理事及び監事

定款 第21条により理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。